

訴えの提起について

本市は、本市所有の「大倉高原山の家」について契約終了の確認等を求めるため、次のとおり訴えを提起する。

1 被告となるべき者の住所及び氏名

茅ヶ崎市本村二丁目 3 番 5 号

夏目 兼二郎

2 訴え提起の内容

本市と被告となるべき者との間で締結した建物賃貸借契約の終了の確認及び建物の明渡しを求める。

3 上訴等の方針

本市は、必要に応じて、次に掲げる法律上の行為をすることができる。

(1) 控訴又は上告

(2) 訴えの取下げ又は和解

平成 28 年 6 月 6 日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

本市は、被告となるべき者との間で平成 11 年 4 月に締結した「大倉高原山の家」の建物賃貸借契約について昨年 8 月に解約の申入れをしたが、同人は 6 か月の告知期間を過ぎても退去しない。

そのため、この契約が終了した旨の確認及び建物の明渡しを求めて訴えを提起するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるものであります。